

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年10月30日(2014.10.30)

【公開番号】特開2014-69083(P2014-69083A)

【公開日】平成26年4月21日(2014.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2014-020

【出願番号】特願2013-201682(P2013-201682)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/14 (2006.01)

A 6 1 M 5/168 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/14 3 4 5

A 6 1 M 5/14 4 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月12日(2014.9.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

図7に示されるように、挿入具カバー104は、プランジャーアーム152の半径方向内方への変位を防止する、及びそれ故に挿入具102の予期しない作動を防止する一対の安全構造体204を含んでいる。図7に破線で示される1つの実施形態によると、挿入具カバー104は挿入具102の末端部よりも底部までずうっと伸びている。加えて、1つの実施形態によると、アセンブリ100は、当該アセンブリ100の内部の無菌性を維持するために、使用者によって取外し可能な膜208を含んでいる。膜208は、使用者の膜208の取外しを補助するためのタブ215を有してもよく、そして、1つの実施形態によると、ケースのチューブ開口140を覆ってもよい。1つの実施形態によると、膜208を取外すことはまた、輸液セット124の底部の粘着パッドへのバッキングを取外すことになる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

膜208の取外しの後に挿入具カバー104を取外すこととは、図8に示されるように、挿入具キャップ108の片持ち梁式の作動アーム212をむき出しにする。当該作動アーム212は、その非支持端部に作動突出部216を含んでいる。加えて、プランジャー120と同様に、挿入具カバー104は、図9及び図10により明瞭に示されているスプリング112を収容するための中央突出部220を含んでいる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

患者が挿入具 102 を作動させる人である必要はないけれども、簡潔さ及び明瞭さのために、以下、患者が単独で作動させると仮定する。当該装置を作動させるために、患者が作動アーム 212 を圧搾すると、作動突出部 216 が、プランジャー-保持構造体 224 からプランジャー フック 156 を解放する(外す)。その後、スプリング 112 の力の下で、プランジャー 120 が作動前の位置から図 11 に示されている作動位置にまで移動する。

【手続補正 4】

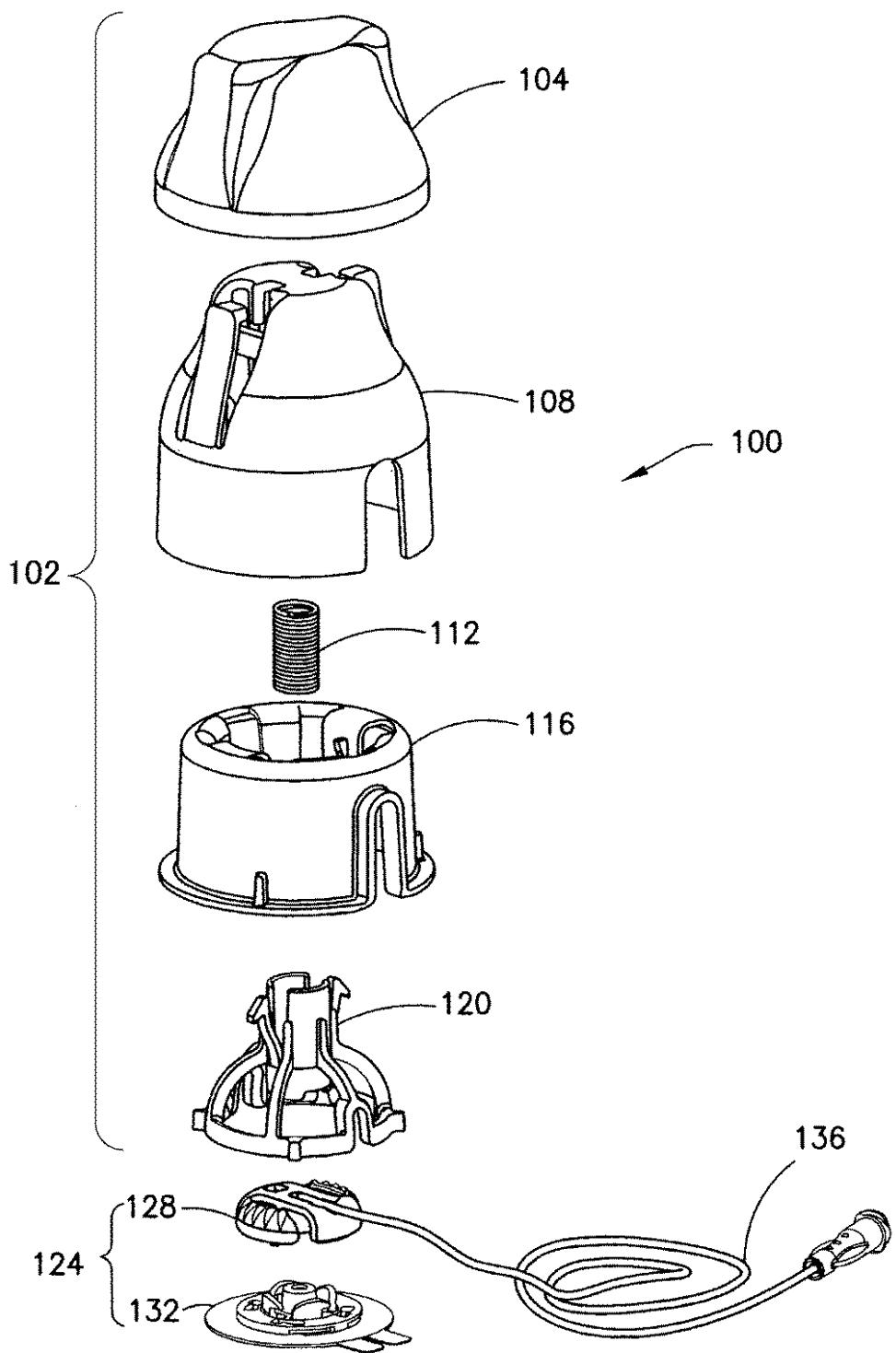
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図2】



【手続補正5】

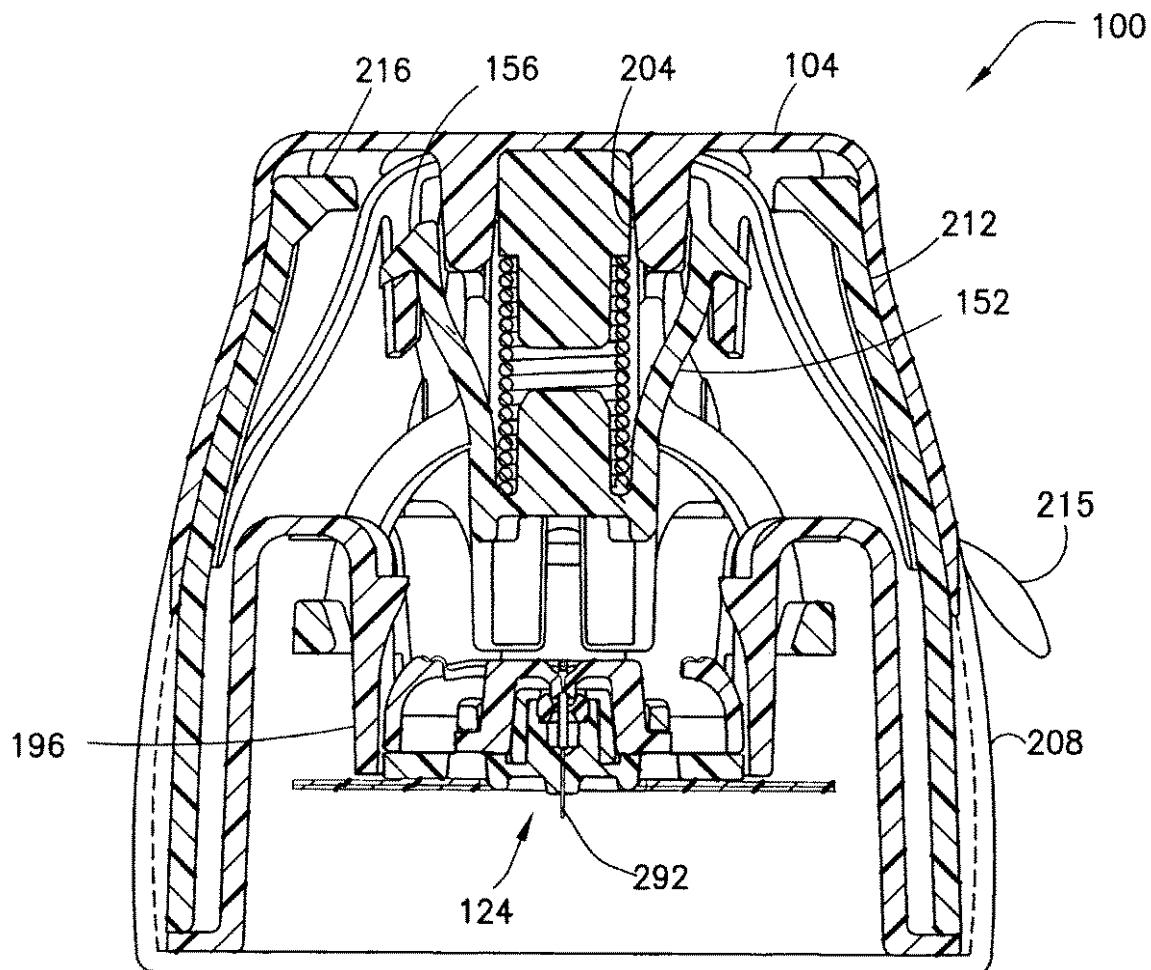
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 7】



【手続補正 6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 2 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図26】

